川俣町空き家等バンクＱ&Ａ

Ｑ１　建物に家財が残っている場合、そのまま空き家等バンクに登録することは可能ですか。

Ａ１　家財が残っていない方が契約に結びつきやすいため、できる限り所有者が処分することが望ましいです。ただし処分が難しい場合は、そのままの状態で登録し、利用申込者と協議の上、処分について決定することも可能です。

Ｑ２　不動産業者に取引を依頼している物件でも空き家等バンクに登録することは可能ですか。

Ａ２　可能です。ただし、取引をしている業者以外を指定することはできません。

Ｑ３　相続した空き家で、まだ所有権移転登記をしていませんが空き家バンクへの登録ができますか？

Ａ３　登録することは可能ですが、契約前までに所有権移転登記をしていただく必要があります。

Ｑ４ 空き家等バンクへの登録には手数料などの費用が発生しますか？

Ａ４ 登録に費用はかかりません。

ただし、契約の段階で仲介を行った宅建業者への仲介手数料等が発生し　ます。手数料については、媒介業者にご確認ください。

Ｑ５　空き家の所有者でなくても登録は可能ですか。

Ａ５　空き家所有者からの委任状の提出があれば登録することが可能です。

Ｑ６ 物件を登録してから、建物や敷地は誰が管理しますか。

Ａ６ 利用者が決まるまでは所有者の責任で管理していただくことになります。